

「ごみの焼却・不法投棄」は法律で禁止されています

ダメです！ 野外でのごみの焼却

家庭から出るごみをドラム缶などで燃やすことはできません。

これは、国が定める廃棄物処理基準に沿わない焼却方法であるため、ごみを燃やすときにダイオキシンという環境ホルモンが発生する恐れがあります。

野外でのごみの焼却は、人体に悪影響を与えるほか、煙やにおいで、近隣に迷惑をかけることにもなりますので、一部の例外規定を除き、法律で禁止されています。

ごみの焼却は絶対に行わず、ごみの減量・資源化に努め、各地区のごみステーションへ出してください。

例外規定

- どんどややキャンプファイヤーなど、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ないもの。
- ※ただし、生活環境上支障を与え、苦情が寄せられた場合は行政指導の対象となります。気象条件や時間帯等を考慮し、事前に周知をするなど、近所の迷惑にならないように十分注意しましょう。



ダメです！ ごみの不法投棄

豊かな自然環境に恵まれた「天草」を後世に残していくことは、天草に住む私たちの責務です。

しかし、一部の心ない人たちが、引っ越しごみや家庭ごみ、テレビ、廃タイヤなどを人通りの少ない道路沿いや山林など、市内のいたるところに不法投棄しています。これは、景観を損ねるだけでなく、自然環境の破壊にもつながります。

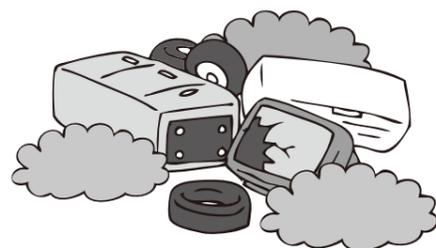
ごみを捨てることは、法律で禁止されており、市内で検挙された事例もあります。

天草の豊かな自然環境を守るためにも、ごみは責任を持って各地区のごみステーションまたは清掃センターへ出してください。

なお、法律でリサイクルを定められている家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコンは、ごみステーション・清掃センターに出すことはできませんので、販売店や製造メーカーに引き取り（有料）を依頼してください。

※土地の所有者または管理者は、廃棄物が捨てられたときはみずからの責任で処理しなければなりません。日ごろからごみが捨てられないよう、清潔に保つようにしましょう。

なお、市では「不法投棄防止用看板」を作成していますので、必要な場合はご相談ください。



※法律に違反した場合は、**5年以下の懲役**または**1,000万円以下の罰金**、またはこれらをあわせて処される場合があります（法人の場合は**3億円以下の罰金**）。

※野外でのごみの焼却や不法投棄している現場を発見したときは、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

本庁・環境課廃棄物対策係(内線1273)

牛深支所・環境課(牛深クリーンセンター内) ☎095541 / その他の支所・総務市民課市民生活係

市有財産（元大江中学校教職員住宅）を公売します！

■公売物件・最低価格＝所在地…天草町大江字浜里497番（宅地／計431.93㎡／木造瓦葺平屋建2棟／計128.10㎡）174万円。

■都市計画用途区域＝都市計画区域外。

■公売方法＝一般競争入札。

■募集要領の配布＝12月1日☎から本庁・管財課または天草支所・総務市民課で配布するほか、市のホームページからも取得できます。

■申込受付＝12月5日☎から平成24年1月10日☎まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで同課で受け付けます。

■入札日程＝平成24年1月17日☎午前11時から、大江漁村環境改善総合センターで行います（現地説明会を同日午前10時から行います）。

【問い合わせ先】本庁・管財課財産管理係(内線1365)

小型特殊自動車は申告が必要です

農耕トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、公道を走る走らないにかかわらず、申告をして軽自動車税を納める必要があります。下表に該当する車両を所有している人は、本庁・市民課または牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課で申告をして、緑色のナンバープレートを付けてください。



◆小型特殊自動車の規格と主な車種

区分	規格		主な車種	年税額
農耕作業用	最高速度	35km/h未満	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車（コンバイン）、田植え機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車。※いずれも乗用装置付のもの。	1,600円
その他	長さ	4.7m以下	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレータ、ロードスタビライザ、スクレーパ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを持つ自動車や同大臣が指定する特殊な構造を持つ自動車など。	4,700円
	幅	1.7m以下		
	高さ	2.8m以下		
	最高速度	15km/h以下		

※上記規格以外のものは大型特殊自動車となり、固定資産税の課税対象として取り扱われます。

小型特殊自動車に対する軽自動車税の課税制度は、地方税法、道路運送車両法、市税条例などに定められています。本年度は、農業所得があった人や、市内の法人などにも制度のお知らせをしています。該当する車両を所有している場合は、申告をお願いします。

【問い合わせ先】本庁・市民税課諸税係(内線1141)